

令和3年8月30日

2・3号認定児の保護者の皆様へ

松山市 保育・幼稚園課
課長 好光 慎吾

新型コロナウイルス感染拡大防止等のための家庭保育等へのご協力のお願い

日頃から教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保育所等については、施設内の消毒などの感染防止策を徹底しつつ、通常どおり開所いただいているところですが、県内の警戒レベルが最大の「感染対策期」となっていることに加え、9月12日までの間、本市は「まん延防止等重点措置」の適用を受け、予断が許されない状況が続いております。

つきましては、保育所等のより一層の感染拡大防止を図るため、ご家庭での保育が可能な場合に保育所等をお休みしていただきますようお願いいたします。このお願いは、各ご家庭の状況を踏まえて、保護者の皆様の判断に委ねるものですので、可能な範囲で、ご協力をお願いいたします。

なお、令和3年9月1日（水）から9月12日（日）までの間、下記のとおり、登園しなかった日数に応じて0～2歳児の保育料を日割り計算し、還付する対応といたします。

記

（減免の対象）

- 松山市内に在住する0～2歳児クラスの児童のうち、令和3年9月1日（水）から9月12日（日）の期間内に、保育所等をお休みいただいた場合が対象です。
（期間の終期は、市内の感染状況などを踏まえて、改めて検討します。）
（松山市外に在住している方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。）
- 登園予定でなかった日（普段利用していない曜日など）は対象外です。
- 各施設で実費徴収している3～5歳児クラスの副食費については、月額徴収を基本としていることから、対象外となります。

（減免の手続き）

＜公立保育所、私立保育所＞

- ① 園から保護者に還付用の請求書が渡されるので、振込口座等記入して園に提出
- ② 市から保護者に還付（振込）

＜認定こども園、地域型保育事業＞

各園から保護者に還付（還付方法等については各園にご確認ください。）

【問合せ先】松山市 保育・幼稚園課

TEL：089-948-6998

TEL：089-948-6882（還付の件）